産業厚生常任委員会報告

令和4年9月20日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年9月8日午後1時30分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、8月31日に本委員会に付託されました議案1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、産業振興課長及び産業振興課参事、同担当者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る8月31日に行われた全員協議会において、 理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。 以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

質疑:新規雇用者数の指定要件緩和のところで、企業立地助成金の指定要件の 新規雇用者数の「ただし、新規雇用者数の2分の1以上が本町内に住所 を有すること」の要件を削除するということだが、この要件を削除して しまったら、美浜町の人を誰も雇用しなくても、企業立地助成金を払う ことが出来るようになるのか。

回答:新規雇用者数の人数は変らないが、町内雇用者はあくまでも新規雇用数の中で町内雇用が無くても、企業立地助成の対象になるという条例の改正である。

誘致活動を実施する中、他の市町と比べると誘致条件が厳しいので、 今回、規制を緩和することにした。

質疑:無条件となり、美浜町民の方を雇用しなくても企業立地助成金を支払うことになると助成金だけを受け取り、数年後に会社の撤退や倒産等も考えられる。美浜町民の雇用をしっかり確保していくという強い意思があれば削除でなく規制緩和で、4分の1でも、6分の1でも、5名以上とかの書き方もあるのではないか。

回答:この条例の規制緩和は、令和元年にも人数制限を緩和している。町内でも現状、雇用人数の確保は、非常に難しく、50名、30名の雇用が必要なときに、企業は「地元で30人の雇用を用意してもらえますか」との質問の対応が出来ないのが現状である。

町では、雇用促進奨励金として、町内雇用一人に付き100万円の奨励金もあり、地元雇用に対しての考え方には変わることはなく、企業に

も協力をしている。

質疑:今現在、産業団地の企業誘致を展開していると思うが、手を上げる企業 はあるのか。

回答:今確定している企業はない。今後、規制緩和が大きな弾みになればと期 待はしている。

質疑:人材の確保が難しい中、規制緩和をせざるを得ないのは、仕方がないが、 今回の緩和は、町民の優先原則がどこかで全部消えて行く方向に成らないか心配である。この規則の中に「原則として」という柔らかい規制を 作りながら運営して行けば町の信用の一つに繋がらないか。

回答:町民雇用2分の1というのは、ハードルが高く、これを撤廃するという のが結論である。これを何分の1とか、「原則として」の条件を付けて も解決出来るものでもない。まずは企業に来ていただく事が重要である と考える。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。 議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について は、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認するこ とに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後2時00分本委員会を閉会いたしました。 以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。